

# 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売 重要事項説明書

[令和6年4月1日 現在]

## 1. 株式会社ミタカの概要

### (1) 事業者の基本情報

事業所名称	株式会社ミタカ		
所在地	〒855-0864	長崎県島原市秩父が浦町丁 3543-16	
		TEL : 0957-65-0385	FAX : 0957-65-0386
介護保険指定番号	4270300173		
サービスを提供する地域	島原市、雲仙市、南島原市、諫早市		
管理責任者	小田 聖仁		

### (2) 営業日時及び休日

月曜日～金曜日	午前8：30～午後5：30
休日	土曜日・日曜日・国民の祝日・夏季休暇（3日）・年末年始（4日）

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	1名	0名	1名
専門相談員	福祉用具専門相談員	3名	0名	3名
事務職員	准看護師	1名	0名	1名

### (4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 7：00～8：30	通常時間帯 8：30～18：00	夜間 18：00～21：00
平日	△	○	△
土・日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

## 2. 取り扱い特定福祉用具販売の品目

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽  
⑤移動用リフトの吊具部分 ⑥排泄予測支援機器 ⑦固定用スロープ(可搬型スロープを除く)  
⑧歩行補助杖(単点杖、多点杖) ⑨歩行器(脚部の4脚すべてがゴム先の固定型または交互型が対象)

※品名毎の販売費用の額は、別に定めるカタログに記載されている額と致します。

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

介護保険からの給付サービス（特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売）を利用する場合は原則として福祉用具販売料金のうち各利用者の負担割合（1割・2割・3割）に応じた額の支払いを受けます。ただし、10万円を超えた分の料金は全額自己負担となります。

### (2) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

但し、営業地域以外の場合は当事業所から1km当たり20円徴収いたします。

### (3) 料金の支払い方法

償還払い又は受領委任払いとなります。

#### 4. 特定福祉用具販売サービスの利用方法

(1) 特定福祉用具販売サービスを利用するには

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

(※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員へご相談ください。)

(2) 返品・交換について

可能な限りお受けいたしますが、再販が出来ない状態の商品はお断りする場合があります。

(使用したポータブルトイレやシャワー椅子等、特注品等)

\*ご心配の方はお試し用の商品も用意いたしております。お気軽にご相談下さい。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具販売サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 福祉用具の故障その他メンテナンス等の問い合わせ連絡について

福祉用具の故障その他メンテナンス等が必要になった場合は当事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

なお、保証の期間内であっても消耗品等の取替えが必要な場合は、お客様の実費負担となります。

(5) 福祉用具貸与・販売の選択制に該当する商品について

福祉用具貸与・販売の選択制に該当する商品（固定用スロープ、歩行器(脚部の4脚すべてがゴム先の固定型または交互型)、歩行補助杖(単点杖、多点杖)）については販売から少なくとも6か月以内にご使用状況の確認を行います。

#### 5. 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

#### 6. サービス内容に関する苦情

当事業所へのお客様相談・苦情窓口

◆株式会社ミタカ 島原営業所	(電話番号) 0957-65-0385 (FAX) 0957-65-0386 (担当者) 小田聖仁 (緊急連絡先) 080-8952-2122
◆島原市地域広域市町村圏組合 介護保険課	(電話番号) 0957-61-9101
◆諫早市健康福支部 高齢介護課	(電話番号) 0957-22-0431
◆長崎県国民健康保険団体連合会	(電話番号) 095-826-7291